

令和4年度監査報告書

第 2 回 定 期 監 査

教育委員会

【 教 育 総 務 課 】

【 学 務 課 】

【 学 校 指 導 課 】

【 社 会 教 育 課 】

【 ふ る さ と 文 化 財 課 】

【 公 民 館 課 】

【 図 書 館 課 】

令和 5 年 3 月

国分寺市監査委員

令和4年度第2回定期監査報告書

第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査

第2 監査の対象事務

教育部（教育総務課，学務課，学校指導課，社会教育課，ふるさと文化財課，公民館課，図書館課）における財務に関する事務及び当該事務の執行について

第3 監査の範囲

令和4年度（令和4年4月1日から令和4年10月31日まで）の執行分
現金及び郵券等については，現地調査日までを対象とした。また，令和4年度に実績のない事業等については，令和3年度以前を対象とした。

第4 監査の実施期間

令和4年9月2日から令和5年3月27日まで
現地調査

月 日	監査対象所管
令和5年1月11日	ふるさと文化財課
令和5年1月12日	教育総務課，学務課
令和5年1月17日	学校指導課，社会教育課，図書館課，公民館課

第5 監査の着眼点

監査対象所管の事務の執行が，関係法令等に準拠し，適正かつ効率的に行われているかを主眼とし，下記項目について検証した。

- 1 収入事務（調定，徴収，現金取扱）は関係法令等に基づき適正に処理されているか。
- 2 支出にかかわる事務は関係法令等に基づき適正に執行されているか。
- 3 契約にかかわる事務は関係法令等に基づき適正に執行されているか。
- 4 事業管理は関係法令等に基づき適正かつ有効に執行されているか。
- 5 文書管理，個人情報管理は関係法令等に基づき適正に管理されているか。
- 6 公印，備品，郵券，現金の管理は適正になされているか。
- 7 車両の安全運転管理，施設の安全管理は適正になされているか。

第6 監査の方法

監査対象所管から関係資料，証拠書類の提出を求めるとともに書面及び現地調査を行い，必要に応じ関係職員の説明を聴取し監査を実施した。

第7 監査の結果

監査の着眼点に留意し，国分寺市監査基準に準拠し調査を行ったところ，適正に執行されているものと認められたが，一部改善及び検討を要する事項が見受けられたので，以下個別に記述する。

1 通勤届について（学校指導課，図書館課）

時間額会計年度任用職員から提出された通勤届について，住居・住所欄の記載が漏れていた。適正な記載事項確認を行われない。

2 行政財産使用料について（社会教育課）

ひかりプラザ設置の清涼飲料水自動販売機にかかる行政財産使用料の徴収が遅れていた。行政財産の使用を許可するにあたっては，国分寺市行政財産使用料条例（昭和44年条例第7号）に基づき，使用料の徴収を適切な時期に行うよう留意されたい。

3 旅費及び謝礼の支払について（社会教育課，公民館課）

国分寺市社会教育委員及び国分寺市公民館運営審議会委員が出張した際の出張旅費の支払に遅れがみられる月があった。また，くぬぎ教室スタッフに対する謝礼についても，支払に遅れがみられる月があった。支払に遅れが生じぬよう，支払にかかる事務手続を速やかに行われたい。

4 公印管理について（公民館課，図書館課）

公印印影簿に記載された公印番号が誤っているものがあった。国分寺市教育委員会公印規程（平成5年教委訓令第7号）に基づき，適正な事務執行をされたい。

5 委嘱事務について（公民館課）

国分寺市公民館運営サポート会議委員候補者承諾書に承諾日が記載されていなかったり，委員候補者推薦書に推薦される方の氏名が記載されていなかったりするものがあった。委嘱手続を行う上で必要な情報であるため，適正な事務執行

をされたい。

6 資金前渡を受けた現金の管理について（公民館課，図書館課）

資金前渡を受けた現金について，会計事務規則（昭和 39 年規則第 9 号）第 74 条に定められた現金出納簿が作成されていなかった。適切な措置を講じられたい。

第 8 意見

市職員の勤務状況管理について，本監査の過程において，下記のような点が見受けられたため，以下のとおり意見として述べる。

週休日を含めて 20 日以上に渡り連続して出退勤の打刻をしていたり，月額会計年度任用職員を含め正規の勤務時間を超えて退庁していたりする例が見られた。職員が心身ともに健康な状態で就労するためにも，適切に管理されるよう努められたい。